

自動販売機設置に係る仕様書

1 設置する自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

① 大きさ

おおよそ幅 1,000mm×奥行 750mm×高さ 2,000mm 以内

② デザイン（外観色を含む）

周辺環境に配慮したデザインとする。

(2) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要項」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(3) 使用済み容器の回収

使用済み容器は、次の①～③の方法で、定期的に回収しなければならない。また、公益財団法人つくば文化振興財団から回収の要請があった場合は、速やかに回収することとする。

① 回収ボックスの設置

原則として、自動販売機 1 台に 1 個の割合で自動販売機付近の公益財団法人つくば文化振興財団が指定するエリアに設置する。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。また、回収ボックスは定期的に目視確認を行い、破損・汚れがあった場合は、速やかに修繕または交換する。

③ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成 7 年法律第 112 号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。

(4) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ② 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。
- ③ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

2 販売商品の種類等

(1) 種類

5 種類以上の清涼飲料水とする。ただし、物件番号 C-5 は紙カップ飲料および缶飲料を除く。物件番号 C-6 は紙カップ飲料を除くこと。

(2) 価格

市販価格（定価）を超えない価格とする。